



多重債務問題の背景にあるギャンブル依存

2017年10月12日

依存症問題対策全国会議事務局長

弁護士 吉田 哲也

1 多重債務解消とギャンブル依存

弁護士として多重債務事件の解決とは何かを考えると、①目の前の多重債務状態を解消することと同時に、②多重債務状態に陥った原因を除去することの両方であるといわなければならない。そして、後者を疎かにして債務整理をした場合には、依頼者が再び多重債務者となって、目の前に現れることになる。

多重債務状態に陥る原因といってもさまざまであるが、その解消が最も困難なもののひとつがギャンブル依存である。なかでも、パチンコ依存は我が国特有の環境のなかで生み出されたものであり、パチンコ依存に対する正しい認識の有無は、多重債務者支援の基本的な方針を左右するといつてよい。

ギャンブル依存のなかでも、パチンコ依存が我が国特有の問題であるというのは、パチンコという賭博場が日本にしか存在せず、また、世界に例を見ない身近なギャンブルであることに由来する。我が国が「ギャンブル大国」と呼ばれる由縁であるが、我が国には、パチンコ店1万0986店舗（2016年12月、警察庁発表）、パチンコ機械457万5545台（2016年、「The World Count of Gaming Machines 2016」、世界のギャンブル機787万0643台中、実に約58%が日本国内に存在する。）が存在し、パチンコ店の売上げ（貸玉料）は21兆6260億円（平成28年、「レジャー白書2017」）、パチンコ参加人口は940万人（平成28年、「レジャー白書2017」）にのぼる。そして、朝から晩まで、入場に際してのチェックは行われず、誰でもが入ることができ、マスメディアには大量のパチンコ広告が氾濫し、パチンコ機械には私たちが慣れ親しんできたヒーローやアイドルが登場して、射幸心を煽っている。世界的には、その存在が必然的に依存症などの問題を引き起こすとの理解から、ギャンブルが野放しになっていることはありえず、入場規制、広告規制など種々の対策を講じているところであるが、日本ではそうした対策は全く講じられておらず、パチンコ客はそうした危険に日々直接さらされているのであり、そうした危険にさらされた結果がギャンブル依存状態であると理解しなければならない。

2 ギャンブル依存の発見

ギャンブル依存状態に陥ったとき、ギャンブルを止めたくても止められなくなっ

てしまう。すなわち、病的なのである。

我が国のパチンコ依存症患者は約200万人存在するされており（帯木蓬生氏、「ギャンブル依存とたたかう」新潮選書）、全パチンコ参加人口の実に6分の1に相当する。病的賭博を疑われる人は、200万人とも500万人とも言われており、「ギャンブル大国」面目躍如の観がある。

ギャンブル依存の二大特徴は、「嘘」と「借金」であるといわれている。借金をしているのにギャンブルをやめないで多重債務者として目の前に現れた人がいるとすれば、その人はギャンブル依存状態である可能性が非常に高いといえるだろう。

ギャンブル依存は「否認の病気」であって、自らそれと認めることの極めて少ない病気である。したがって、ギャンブル依存であることを自覚することはほとんどないし、ギャンブルが原因で借金ができたことも否定し、さらには、ギャンブルをしていること自体も否定すること（嘘）もある。

このように、多重債務の背景にあるギャンブル依存問題を発見することは極めて困難なのだが、サラ金業者から取り寄せた取引履歴を仔細に見ることによって、ギャンブラー特有の借り方を発見することができることがある。具体的には、同一日付けで同一業者から繰返し金銭の貸付けを受けているケースである。パチンコ店に入った人が、まず、持ち金をすってしまって、最寄りのサラ金のATMから1万円を引き出す、そして、それもすってしまって、さらに1万円を引き出す、こういった行為は「負けをギャンブルで取り返す」という依存症患者特有の思考に基づく行動なのである。

3 パチンコ依存症とイネイブリング

目の前の多重債務者がパチンコ依存症の発症を強く疑われるときに、気をつけなければならないのは、イネイブリング行為を控えるということである。イネイブリングとは、依存症患者の周囲の人間が患者の依存行動によって生じている問題が小さくなるように援助することである。

もちろん、家族が本人に援助したいという気持ちは自然なもので、それ自体非難されるべきいわれはない。しかし、現実には、イネイブリングが行われると、依存症者は、依存行動によって生じる問題が小さくなるので、依存行動を行なうだけの余裕を得ることになり、再び依存行動が開始することがある。つまり、イネイブリングが、依存症者の依存行動を助長する効果を生じるのである。

多重債務者との関係で、最もよくありがちなイネイブリング行為は、借金の肩代わりをすることである。ギャンブル依存症者は、しばしば、複数回にわたって身内に借金の肩代わりをしてもらっている。その都度家族会議が開かれ、本人は「二度とギャンブルをしない」と約束したにもかかわらず、しばらくすると再びギャンブルにはまっているのである。本人は、ギャンブルにのめりこみ、ギャンブル依存状



態になり、借金が膨らんで頭が回らなくなり、いったんどうにもならない状態に陥っていたのである。その借金を整理、しかも身内が肩代わりしてしまったらどうなるか。本人には借金がなくなり、また、身内が全額返しているため本人は優良顧客として貸付けの対象となる。本人にとっては、ギャンブルをするために借金をする環境が再び整ってしまうのである。

4 ギャンブル依存からの回復の道のり

ギャンブル依存には特効薬がなく、治療法も確立していないといわれている。ギャンブル依存者支援に携わる医師らは、日々患者や家族と向き合いながら、それぞれの工夫により苦闘を重ねている。

ギャンブル依存は完治しないといわれているが、そのことの意味は、「再び趣味の範囲内でギャンブルを楽しむことができるようになることがない（難しい）」ということである。それゆえに、ギャンブラーたちは、「ギャンブルをせざるにいられるように一日一日を過ごし、それをできるだけ長く、そして、死ぬまで歩み続ける」のである。このことを「回復」と呼んでいる。ギャンブラーは、完治はしなくても、回復することはできるのである。

目指すべきは、ギャンブル依存の完治は困難であるとの認識を核に、本人を回復、治療の道につなげるということである。具体的には、ギャンブラーズアノニマス (GA) などの自助グループ、ギャンブル依存症を取扱っている医療機関等の支援を得ることである。とはいえ、ギャンブル依存者には、自らの病状の深刻さの認識がないことから、情報提供にとどまることも多いであろう。

そこで、キーとなるのは、やはり本人を取り巻く家族である。ギャンブラー本人はもちろん酷い目に遭っているのであるが、その家族は本人のために何とかしたいとの愛情からさらに過酷な被害に遭っている。そうした家族こそが心身ともに健康を取り戻し、本人への関わり方を変えていくことでギャンブラーの回復を図るという考え方が徐々に普及し始めている。多重債務者支援をする者としては、こうしたことを頭に入れながら、ギャンブラーの生活再建を検討すべきである。

5 消費者としてのギャンブラーの安全を図る法的規制

ギャンブラーの経済的再生については以上のとおりであるが、これを社会制度の側面から見たとき、経済的に破たんするギャンブラーが生じないような仕組みは必要不可欠である。

現代賭博産業は、高度に発達した技術を駆使して、ギャンブラーをギャンブルから離れがたくさせて、ギャンブラーの財貨を巻き上げていくことを本質とする産業である。それゆえに、諸外国においても賭博に対するさまざまな規制を設けており、我が国も、古くから賭博を禁止してきた。現代日本は、最も賭博禁制の緩い時代に



なっている。パチンコの例に見るように、我が国の賭博は、ギャンブラーにとって極めて危険なサービスとなっている。

この点、ギャンブラーは消費者であり、それに対して、事業者たる賭博産業は、顧客の一分を超える消費者を病気にするほどの危険な商品売りつけていると評価しなければならない。このように考えるとき、ギャンブラーにとって生じている問題は、自己責任ではなく、事業者、そして、そうした業態を容認している社会が責任を負うべきものであることが明らかになる。

私たちは、消費者たるギャンブラーからの略奪を許容する業態を許してはならない。賭博産業の存立の許否についてはさまざまな意見があろうが、少なくとも、ギャンブラーを病気にしてしまうような業態は、法律をもって厳しく規制されなければならない。

以上